

請　願　文　書　表

受理年月日 及び番号	平成27年9月3日 第21号
件　名	文京区からこれ以上銭湯を失わないための方策を求める請願
請　願　者	文京区根津二丁目14番21号 福島マンション203 文京銭湯保存委員会 代表 山崎範子
紹介議員	金子てるよし 浅田保雄
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

2011年の震災時に被害を受けたまま廃業した山の湯をはじめ、この数年で、文京区からおとめ湯、鶴の湯、月の湯が姿を消しました。そしていま、菊坂の菊水湯もマンションへの建て替え計画が出されています。これまで、銭湯が姿を消すことになるたびに、地域住民はじめ銭湯を心のよりどころにしている者は悔しく、断腸の思いでいました。

銭湯は、身体と心の健康になくてはならないものです。自宅にお風呂を持たない者にとっても、一人での入浴が不安な者にとっても、銭湯は毎日の生活そのものです。しかし現在、銭湯が次々に姿を消すとき、行政からの支援の手を感じることができません。

区内には「近所の銭湯」を失くしてしまった地域が増えました。文京区の湯遊入浴デーやシニア入浴シールを利用するためにはバスに乗って銭湯通いをする方もあります。近所に銭湯をという願いは切実です。こうしたニーズをぜひ把握してください。

そして、銭湯は文化です。今年、文京区の英断で保存の決まった樋口一葉ゆかりの旧伊勢屋質店は、その存在とともに菊坂周辺の風情と景観への広い共感が、保存への後押しをしました。

そして銭湯は次代に引き継ぐコミュニティです。人々が集い、語らい、自然にマナーを身につける場です。「自宅にお風呂があるから」「時代の流れ」だけで失くしてしまうことはできません。そして、これほどの文化遺産を新たにつくりあげることはできません。いつの間にかなくなってしまった…では取り返しがつきません。

今後は、銭湯の経営者、土地の所有者だけでなく、銭湯の利用者はもちろん、銭湯のある景観・文化・暮らしまでも含めた対策が喫緊の課題です。

以上のことから、文京区に銭湯を残すために以下の請願をするものです。

## 請願事項

- 1 文京区内で、自宅に風呂が無く、毎日の生活で銭湯を必要とする人数、必要性の内容などの調査を行ってください。
- 2 これ以上銭湯を失わないための方策を講じてください。